

平成29年4月1日
豊橋市

解体工事の発注方法について（通知）

平成28年6月1日より建設業許可の業種区分が見直され、これまで「とび・土工・コンクリート工事業」として行われてきた解体工事について、新設された業種の「解体工事業」として実施することとなりました。

なお、経過措置として、平成28年5月31日までに「とび・土工・コンクリート工事業」の許可を受けた建設業者は、法施行3年間は「とび・土工・コンクリート工事業」の許可で解体工事の施工ができることとなっています。

豊橋市においては、解体工事の発注方法を下記のとおり運用することとしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 解体工事の発注方法・入札参加資格

平成29年度以降に発注する解体工事は、従来のとび・土工・コンクリート工事ではなく、解体工事で発注します。

ただし、平成29・30年度については経過措置期間とし、とび・土工・コンクリート工事（専門業種：解体）（平成28年5月31日までに「とび・土工・コンクリート工事業」の許可を受けた業者）と解体工事のどちらへの名簿登録でも受注可能とします。

また経営事項審査の完成工事高についてはとび・土工・コンクリート・解体工事（経過措置）の額を参照します。

※直近の経営事項審査の審査基準日が平成28年6月1日より前の場合は、とび・土工・コンクリート・解体工事（経過措置）が掲載されていませんので、従来通りとび・土工・コンクリート工事の額を参照します。）

2 入札参加資格者名簿への登録

次回の定時受付は平成30・31年度ですが、平成31年度以降に発注する解体工事から解体工事としての登録及び完成工事高が必要になりますので、それまでに解体工事の建設工事許可の取得と経営事項審査の受審を行い、名簿登録の申請をお願いします。

3 とび・土工・コンクリート工事の総合評定値

平成29年度については、経営事項審査に解体工事の業種追加をされても、とび・土工・コンクリートの総合評定値が変動することはありません。

平成30・31年度の定時申請では、とび・土工・コンクリート工事は「とび・土工・コンクリート工事」、解体工事は「解体工事」の総合評定値（P点）を採用します。

（問合せ先）

豊橋市財務部契約検査課

TEL 0532-51-2156

FAX 0532-56-5839